

文部時報

第1042号

昭和39年6月

世界における教育改革の動向と 日本の教育

天城 勲 2

各国における教育改革の動向とその背景

アメリカ合衆国	津村 令子 12
イギリス	宮本 繁雄 19
フランス	諸田 和治 28
ドイツ連邦共和国	若菜 照彦 37
ソビエト連邦	川野辺 敏 46
各国教育の数的比較	宮本 繁雄 54

高等学校における農業自営者の養成および 確保のための農業教育の改善方策について

河上 邦治 68

【資料】 中央産業教育審議会答申全文…………… 77

国立教育会館の設立について 渋谷 敬三 82

【資料】 国立教育会館法…………… 87

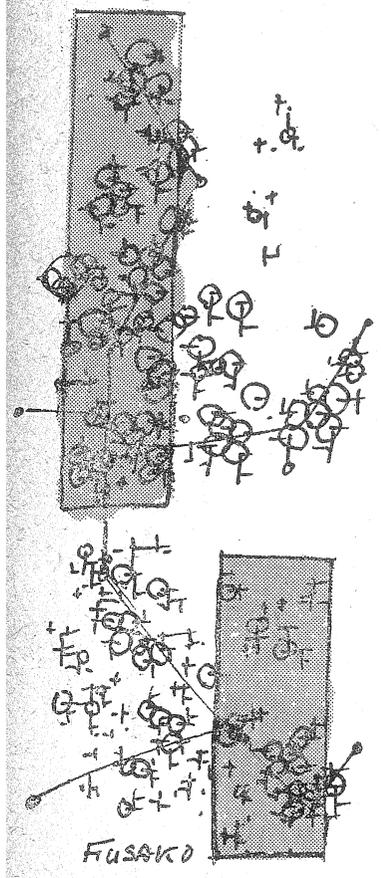
教育用語 「職業適応」とは 樋口 伸吾 57

随 想 梅崎 春生 66

文部省の会議・行事等から…………… 62

文部省重要通達一覧…………… 96

表紙 城野 總 カット 須貝夫早子



FUSAKO

国立教育会館の設立について

渋谷 敬三



国立教育会館の施設は、全国の教育職員その他の教育関係者の効果的な研修に資するための研修施設として、兼ねてこれらの教育関係者の親和と提携の場として、一昨年来東京都千代田区霞ヶ関の文部省南側隣接地に建設が進められてきたが、国費による工事はこの三月末に完成し、国立教育会館建設協力財団の寄附による附帯設備工事、その他の設備工事も四月にほぼ完成し、いっぽうこの研修施設を適切に運営し、教育職員その他の教育関係者の資質の向上を図るため、特殊法人国立教育会館が国立教育会館法（昭和三十九年六月一日 公布、法律第八十九号）によって設立された。

一 国立教育会館法の概要

この法律は、特殊法人として国立教育会館を設立してその目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、財務・会

計、監督等に関し所要の規定を設けたものである。

(一) 目的 国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もって教育の振興に寄与することを目的とする（法第一条）。

(二) 資本金 教育会館の資本金は、教育会館設立の際現に国に有する東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地所在の雑種地六、四七四平方メートル（一、九五八坪）、および同番地所在の建物鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付六階建一むね総床面積一〇、八三八平方メートル（三、二七八坪）、ならびに国立教育会館建設協力財団が国に寄附した附帯施設、設備の主なるもの等の価格の合計額に相当する金額（概算額十二億五千万円強）とし、政府がその全額を出資することになっている。

なお、政府は、必要があると認めるときは、この法人に追加して出資することができる。

(三) 業務 法第二十条に教育会館の行なう業務が規定されている。すなわち、

〔第二十条（業務） 教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。〕

- 一 教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること。
- 二 その設置する研修施設を利用して、前号に掲げる者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

三 教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保有し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 教育会館は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。」

この第二十条第一項第一号の業務は、文部省が主催する教育関係者のための研究会、講習会等、教育研究団体の主催する各種の研究集会、研究協議会等のための会場を適正な対価を徴収して提供する業務を主として意味している。本号で、教育職員とは、学校の校長（学長）および教員であり、教育機関の職員とは、学校の事務職員、図書館、博物館、教育研究所、理科教育センター等の職員をさし、教育行政機関の職員とは、文部省の職員ならびに都道府県および市町村の教育委員会の職員（特別職を含む）等を行い、社会教育の関係者とは、青少年団体、婦人団体、PTAその他の社会教育団体の指導者等をいうものであり、法第一条にいう教育職員その他の教育関係者を具体的に明示したものである。

およそ、研修には、任命権者（または服務の監督者）が職員に対して他律的に行なうものと、職員等が自律的に行なうものとの両方の場合が考えられる。地方公務員法第三十九条に、「職員には、その勤務能率の發揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。前項の研修は、任命権者が行なうものとする。」とあるのは、前者の例と解され、教育公務員特例法第

十九條第一項に、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とあり、同法第二十条第二項に、「教員は、授業に支障のない限り、本館長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とあるのは、後者の例と解される。また、任命権者が研修を行なう場合には、その主催で行なう場合はもとより、他の機関に委託して行なう場合または他の機関の行なう研究会、講習会等に参加させる場合もあるわけであり、職員等が自立的に行なう研修にも、関係者が自主的に主催して行なうものもあれば、他の機関の行なう研究会、講習会等に参加する場合もあるわけである。

文部省は、これらの教育関係者の他律的または自律的な研修について援助する方法として、文部省主催の研究会、講習会等を中心とする事務を行なう職務と権能を、文部省設置法、教育行政の組織及び運営に関する法律等によって有しているが、教育職員その他の教育関係者の資質の向上を常に図っていくために、これらの者の研修がきわめて重要であり、文部省においても各種の研究会、講習会を開催しており、いっぽうまた教育研究団体等においても年々研究活動が盛んとなってきている。こうした研修活動が真にその成果をあげ、研修を促進していくには、全国的規模の教育関係者の研修施設としてふさわしく、かねて教育関係者の親和と提携の場ともなり得る施設が必要であるということが、この国立教育会館設立の大きな動機であったわけであり、本号の業務は、本教育会館の最も主要な業務となるわけである。

外に、空いている場合には、法第一条の目的に照らして支障のない限り、一般の利用にも供することができるということである。したがって、音楽会等の会場として利用されることもあり得るわけである。一般的に言えば、教育関係者の研究と修養に関して利用される場合は本来的な業務であるからこれら以外の教育、学術、文化に関する催し等の会場に利用される場合が多いものと考えられる。

四 組織 この法人には、役員として、館長一人、理事三人以内および監事二人が置かれ、これらの役員は文部大臣が任命する。このうち、常勤の役員は、館長一人、理事一人、監事一人と予定されている。初代館長は、天野貞祐氏である。

次に、この法人には、その運営の適正を期するため、館長の諮問機関として評議員会が置かれ、所定の重要事項について、館長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならないこととして行っている。なお、評議員は、二十人以上とし、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから文部大臣が任命する。

なお、この法人の職員は、館長が任命するが、事務機構として、庶務課、会計課、事業課の三課が置かれる予定である。

四 監督 この法人は、文部大臣が監督するが、その業務の公共性にかんがみ、定款、業務方法書、事業計画および予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けなければならないことになっている。

次に、第一号の業務「その設置する研修施設を利用して、前号に掲げる者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。」であるが、これは、国立教育会館がその設置する研修施設を利用して、教育職員その他の教育関係者のための研究会、講習会、養講座等を自ら開催する場合のことを言っているのであり、この規定により、国立教育会館は、文部省主催または教育研究団体主催の研究会、講習会等にふさわしい研修の場を提供するのみならず、自らもその研修施設を利用して研究会等を開催することも業務とすることになるわけである。国立教育会館は、後述のように、講堂(大ホール)、各種会議室、研修室を有するほか、七〇ミリおよび三五ミリの映写機等の視聴覚設備を設けており、またプース利用による語学研修室を予定しているので、これらの研修施設を利用して、教育会館自らも教育関係者の資質の向上に資する研究会、講座等を開催し、教育関係者の研修についての機会を与え、その研修を援助しようということである。

第三号の業務は、「教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること」であるが、このため、教育会館には、図書室、展示室を予定している。

次に、第二十条第二項の業務は、「教育会館は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。」ということであるが、これは、教育会館の施設は、教育関係者の研修施設として設置されたものであるが、その本来の設置目的に使用される以外に、空いている場合には、法第一条の目的に照らして支障のない限り、一般の利用にも供することができるということである。したがって、音楽会等の会場として利用されることもあり得るわけである。一般的に言えば、教育関係者の研究と修養に関して利用される場合は本来的な業務であるからこれら以外の教育、学術、文化に関する催し等の会場に利用される場合が多いものと考えられる。

二 国立教育会館の施設・設備の概要

国立教育会館の施設・設備については、大別して本館と講堂(大ホール、「虎ノ門ホール」と称する)とからなり、冷暖房設備が完備している。本館は、会議室九(大会議室一、中会議室一、普通会議室五、特別会議室二)、研修室五(うちプース利用による語学研修室一)、特別室一(貴賓室)、図書室、展示室、教育研究団体事務室、会議室・研修室控室、ホール・舞台控室・男女浴室、食堂A食堂、B食堂)、受付所、館長室、役員室、会館事務室等からなっており、大会議室には三五・一六ミリの映写機が設備されている。虎ノ門ホールは、固定席一、五二四席であり、音響、照明、舞台、放送中継の諸設備およびスタインウェイのピアノを備え、七〇ミリ・三五ミリ・一六ミリの映写機を設備しており、舞台とんちょうは、芸術院会員山口肇春氏の下絵によるものであり、ホールホワイエには、棟方志功氏の下絵によるつづれおり装壁面が四か所に掲げられ

ている。

国立教育会館の建物は、芸術院会員吉田五十八氏の基本設計によるものであり、実施設計・監理は建設省、主体工事の施工は大成建設KKによりなされ、限られた経費の中で関係者のひじょうな熱意と努力の下に建設された。特に吉田五十八氏は、諸設備、備品に至るまで建物との調和等にも細く配慮されたものである。新橋駅から虎ノ門に至る真正面に、日本古来の伝統と西欧近代文化とがなんとなく調和しているようなふんいきをたたえてそびえ立つこのシックでしどい建物は、全国の教育関係者の研修とかねて親和の施設としてまことにふさわしいものと言えよう。門標に刻まれた国立教育会館という字は、灘尾文部大臣の筆になるものである。

次に、教育会館の敷地内には、史跡に指定されている江戸城外堀跡の石垣が二か所存置され、支関壁面にこの史跡に関する説明板をはめこんである。

三 国立教育会館の施設の利用

国立教育会館の研修施設は、幼稚園から大学に至る学校の教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員および社会教育の関係者の研究と修養の場として利用させることが本来の目的であり、この場合の使用料についても類似施設よりかなり低廉となるように考慮されている。なお、これらの使用以外にも、余裕があり(空いており)、法第一条の目的に照らして支障のない限り、一般の研究、修養、教養等に関する集会、音楽会等にも利用させることができるこ

とになっている。本館の各会議室、研修室等は、教育関係者のための利用がひじょうに多いと思われるが、ホールは、一般の利用に供される場合もかなりあると思われる。

四 国立教育会館の建設協力財団について

国立教育会館の施設・設備は、国費五億九千五百万円と教育界、財界からの寄附金によって建設されたものである。この教育界、財界からの寄附金は、国立教育会館建設協力財団が募金した。この協力財団は、国立教育会館の建設に協力するための資金の調達を行ない、その建設の促進を図り、もってわが国教育の振興に寄与することを目的として、教育界、財界等の有志の方が発起人となり、昭和三十七年十一月文部大臣の認可を受けて設立された財団法人であり、政府の国立教育会館建設の意義の重要性にかんがみ、全国の教職員が親しみをもって利用できる研修施設としてよりふさわしい立派なものとしたいということから、国費だけでなく、広く各方面の協力により資金を調達し、この資金をもって施設設備の整備について援助し、国の研修施設の建設に協力しているものである。募金の状況は、五月末日現在までに、教育界からは八千八百二十五万円余の寄附があり、財界からはすでに寄附決定したものの約一億円であり、うち四千三百三十三万円余が寄附されている。協力財団が施設・設備を整備してすでに国に寄附し、また寄附する予定のものは、施設附帯工事家具備品等計約二億四千四百円分となっている。(中等教育課長)

資料

国立教育会館法 (全文)

国立教育会館法

(昭和三十九年六月一日公布
法律第八十九号)

第一章 総 則

(目 的)

第一条 国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もって教育の振興に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立教育会館(以下「教育会館」という。)は法人とする。

(事務所)

第三条 教育会館は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 教育会館の資本金は、教育会館の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、教育会館に追加して出資することができる。
3 教育会館は、前項の規定による政府の出

資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により教育会館に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(定 款)

第五条 教育会館は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名 称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 教育会館は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、教育会館について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 教育会館に、役員として、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第九条 館長は、教育会館を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、館長の定めるところにより、館長を補佐して、教育会館の業務を掌理し、館長に事故があるときは、その職務を代理し、館長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、教育会館の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、館長又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の内命)

第十一条 役員の内命は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることできない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

第十六条 教育会館の職員は、館長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 教育会館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十八条 教育会館に評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、館長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の事業計画及び予算

四 その他教育会館の業務に関する重要事項で、定款をもって定める事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、館長の諮問に応じ、又は必要と認め

事項について館長に意見を述べることができ

(評議員)

第十九条 評議員は、教育会館の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること。

二 その設置する研修施設を利用して、前号に掲げる者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

三 教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

2 教育会館は、前項の業務を行なうほか、

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)

(役員の内命)

第十三条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の内命)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 教育会館と館長との利益が相反する事項については、館長は、代表権を有しない。この場合には、監事が教育会館を代表する。

(職員の内命)

第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十一条 教育会館は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 教育会館の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三条 教育会館は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決算)

第二十四条 教育会館は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならぬ。

(財務諸表)

第二十五条 教育会館は、毎事業年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 教育会館は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 教育会館は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 教育会館は、毎事業年度、損益計算にお

いて損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十七条 教育会館は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八条 教育会館は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
- 2 銀行への預金又は郵便貯金
- 3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 教育会館は、文部省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 教育会館は、その役員及び職員に

対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、教育会館の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十二条 教育会館は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対し、その業務に関し監督上必要な命令を出すことができる。

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に教育会館の事務所その他の事

3 第二十条に規定する業務以外の業務を行なったとき。

4 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

5 第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から施行する。

(教育会館の設立)

第二条 文部大臣は、教育会館の館長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された館長、理事又は監事となるべき者は、教育会館の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ館長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、教育会館の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による認可を受

業所に立ち入り、事務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四条 教育会館の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 1 第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条第一項又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。
- 2 第二十五条第一項又は第三十条の規定

第八章 罰則

(罰則)

第三十六条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に

は、その違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合にはその違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 1 この法律により文部大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 2 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

4 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された館長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された館長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 教育会館は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規程)

第六条 教育会館の最初の事業年度は、第十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 教育会館の最初の事業年度の事業計画及び予算については、第二十三条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「教育会館の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十

七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を、「国立競技場」の下に「国立教育会館法」を加え、同条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八ノ二 国立教育会館が国立教育会館法第二十条第一項第一号ノ研修施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二中「国立競技場」の下に「又は国立教育会館」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十

七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を加える。

第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に「及び国立教育会館」を加える。

第三百四十八条第二項第十八号中「国立競技場」の下に「及び国立教育会館」を加える。

別表

一 土地

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地 所在

雑種地 六千四百七十三・七四平方メー

トル

二 建物

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階

付き六階建 一むね

総床面積 一万八百三十七・八九平方メ

ートル

(昭和39.2.16~3.15)

大臣官房

(人事課)

文人任	215	昭和38年度国立学校図書専門職員採用上級(甲種・乙種)試験、同中級試験の各採用候補者名簿(写)の送付について	3.6	人事課長	各国立学校長
"	44	事務系職員の推薦について	3.10	"	各国立大学事務局長・各国立短期大学事務局長・各国立高等専門学校事務局長・関係所長・関係事務部長(課)長・各国立学校事務局長(事務長)
文人給	42	昭和39年度等級別定数の改訂資料の作成について	3.6	"	各国立学校長・各所長
国人	28	人事院細則9-5-1(給与簿取扱細則)の一部改正等について	2.22	"	各所長
"	35	通勤手当の支給の始期について	"	"	官房各課長・広報主任官・各局長・各所長・各所長
"	31	失業者の退職手当支給規程の一部改正について	3.2	"	各国立学校長・各所長・各課長・文化財保護委員会委員長

編集後記

▼教育改革を推進する要因の一つは、国民の教育権を保障する教育の機会均等の思想であり、他の一つは、経済の成長、科学技術の革新、社会の高度化にともなう産業人としての国民の資質向上を目指す国家的要請であろう。

戦後における世界各国の教育改革は、教育の機会均等の思想を背景に、義務教育年限の延長、中等教育の拡大と、その量的な発展は著しい。従来の階層的な内容をも含んでいた初等・中等・高等教育という言葉の概念も単に年齢の区きりを示すにすぎないまでに変化してきている。日本の場合も戦後の中等教育・高等教育への進学者は急げきに増加しさらに上昇しつつある。

今日の教育の課題は、このように拡大した量を、質すなわち適性・能力の多様化に応じどのように再編していくかにその焦点があり、後期中等教育、高等教育の整備拡充、人材開発、長期総合教育計画の必要となつてあらわれてきている。

日本の教育制度は、長い歴史と伝統と日本の社会、国民性を土台に成立発展してきている。教育改革もこれらを基盤に推進されなければならぬけれども、今日日本の教育の当面する課題は、世界各國の当面するそれと決して無縁のものではない。というよりは共通の課題でもある。

世界各國において進展しつつあるすぐれた教育改革とその努力が日本のそれに多くの示唆を与えるところは決して少なくない。

▼大きく動いていく現今の教育の中で、教育用語もその内容を変化し、あるいは新しく生まれていく。教育用語……とは、という形式で、今後新しい教育用語の解説をしていく予定である。まず東北大学の樋口先生の「職業適応」からはじめていただくことにした。

MEJ9451
文部時報 六月号
第一〇四二号

昭和三十九年六月 五日 印刷
昭和三十九年六月 十日 発行
著者 文 部 省
所蔵 有

発行者 株式会社帝國地方行政学会
小 川 平 二

印刷所 株式会社行政学会印刷所
東京都新宿区西五軒町五二
営業所 株式会社帝國地方行政学会
電話 (268) 二二四一(代表)

振替口座 東京一〇、〇〇〇

定価 一冊 七十円
送料 〃 六円
一か年 八百四十円
(送料不要)
ただし増大号、臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申し込みは、直接発行所、またはよりの書店にお願いします。